

熊本市地域コミュニティセンター設置指針

制定	平成20年	1月16日	市長決裁
改正	平成22年10月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成24年	4月1日	生涯学習推進課長決裁
	平成25年	4月1日	企画振興局長決裁
	平成25年	8月8日	生涯学習推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この指針は、地域づくり活動の拠点施設としての地域コミュニティセンターの設置を計画的に進めるため、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 地域コミュニティセンターの設置は、一小学校区単位（住民から特に要望のある場合にあっては、複数の小学校区単位）で行うものとし、次に掲げる事項をすべて満たしたときに行うことができる。

- (1) 設置可能な土地・建物が確保できること。
- (2) 校区住民の総意に基づく要望があること。
- (3) 当該校区において地域づくり活動が活発であること。
- (4) 指定管理者として地域の各種団体の代表者等からなる運営委員会による管理の実施が見込め、かつ、事業の計画等が明確であること。

(土地・建物に関する方針)

第3条 設置可能な土地・建物の確保については、次に掲げるものとする。

- (1) 市所有の既存施設の利活用が可能なもの
- (2) 市が所有する土地（市所有の土地との交換により取得することができる土地を含む。）に建設が可能なもの
- (3) 土地の無償譲渡又は無償の地上権設定により、建設用地の確保が可能なもの
- (4) 前3号による土地・建物の確保ができない場合は、土地の購入、建物の耐用年数を基準とする土地の有償の地上権設定によるほか、建物の購入による設置が可能なもの

(設置規模及び建設経費等に関する方針)

第4条 構造は、原則として木造平屋建とする。

2 設置規模及び建設経費は、次のとおりとする。

- (1) 延床面積250㎡、建設経費63,000千円を上限とする。ただし、施設の一部を児童育成クラブ事業に供する場合にあっては、延床面積300㎡、建設経費68,000千円を上限とする。
 - (2) 複数の小学校区を単位とした建設については、下記を上限とする。
 - ア 2校区については、延床面積300㎡かつ建設経費90,000千円
 - イ 3校区については、延床面積350㎡かつ建設経費139,000千円
 - ウ 4校区については、延床面積400㎡かつ建設経費159,000千円
 - (3) 第3第4号による場合は、土地・建物に係る経費の総額は、63,000千円を上限とする。ただし、複数の小学校区を単位とした建設については、前号アからウまでに定める建設経費を上限とする。
- 3 用地を活用するために必要な土地の区画形質の変更や付帯工事等に係る経費については、別途関係課と協議の上、措置する。

(要望の受付)

第5条 設置の要望は随時受け付けるものとし、熊本市地域コミュニティセンター審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議する。

(要望に関する協議・調整と審査委員会への付議)

第6条 要望については、生涯学習推進課において、必要事項の調査や地元及び関係部局との協議・調整を行い、設置基準に合致したものについて、別途設置する審査委員会へ付議する。

(審査委員会の設置)

第7条 審査委員会は、付議されたものについて、設置の優先順位を決定する。

2 審査委員会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別途要綱で定める。

(優先順位の判定基準)

第8条 設置の優先順位については、次に掲げる項目を評価して決定する。

- (1) 校区内の集会施設の設置状況
- (2) 校区の人口・世帯数
- (3) 町内自治会をはじめとする各種の地域団体の数
- (4) 地域団体の活動状況等から推計される施設利用見込み
- (5) 土地の無償譲渡等の設置に対する意欲
- (6) 指定管理者制度による管理運営の確実性
(事業実施)

第9条 事業については、審査委員会で決定した優先順位により実施する。ただし、優先順位決定後、設置基準を満たさなくなったと認められる場合は、この限りでない。

附 則

この設置指針は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成25年8月8日から施行する。